

工事請負契約約款

- 第1条 乙は、工事請負契約書とこの工事請負契約約款および添付の設計図・仕様書（使用材料を記載した見積書等を含む。以下これらを「設計図書」という。）に従い工事請負契約書に掲げる工事（以下「工事」という。）を完成することを約し、甲は、これに対し工事請負契約書に定めるところに従い、請負代金を支払うことを約します。
- 第2条 支給材料または貸与品があるときは、甲は乙があらかじめ指定した期日に工事現場で乙に引き渡すものとします。
- 第3条 甲は、乙が完成後、外から見ることでできない部分を施工するときは、施工に立会うものとします。但し、甲が立会いを要しないと認めたときは、この限りでないものとします。
- 第4条 甲は、必要に応じ乙と協議のうえ工事を追加し、または変更することができるものとします。
2 施工に際し、あらかじめ予期しない事情が明らかとなり、設計図書とおりの工事が困難となったときは、甲乙協議して工事を変更するものとします。
3 前2項の場合において、請負代金額または工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとします。
- 第5条 乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、その理由を明示して、甲に工期の延長を求めることができるものとします。延長日数は、甲乙協議して定めるものとします。
- 第6条 工事施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または第三者との間に紛争が生じたときは、甲乙協力して処理解決にあたるものとします。これに要した費用は、乙の責に帰すべき理由による場合を除き、甲がこれを負担するものとします。
- 第7条 天災地変、風水火災、その他甲乙の何れの責にも帰すことのできない事由等の不可抗力によって工事の既済部分、または工事現場に搬入した工事材料、支給材等について損害を生じたとき、乙は事実発生後すみやかにその状況を甲に通知するものとします。
- 第8条 工事の目的物について、引渡前または工事中であっても、甲は乙の同意を得て、これを使用することができるものとします。この場合の保管の責は甲が負うものとします。
- 第9条 乙は工事の目的物を完成したときは、甲に設計図書との適否の確認を求め、甲は遅滞なく乙の立会いのもとにその確認を行うものとします。
工事に設計図書と適合しない部分、その他不備があるときは、乙は甲と協議のうえ、遅滞なく修補または改造して甲の確認を受けるものとします。これに要する費用は、当該不備が甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙がこれを負担するものとします。
- 第10条 工事完成後、甲はすみやかに工事代金の支払を完了し、支払完了と同時に乙は、契約の目的物を甲に引渡すものとします。
契約の目的物の所有権は、引渡しによって甲に移転するものとし、引渡しならびに所有権移転を明らかにするため、甲は、乙に乙所定の受領書を交付するものとします。
- 第11条 工事の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めて目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「修補等」という。）を求めることができます。
ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により修補等を行うことができるものとします。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修補等に過分の費用を要するときは、甲は修補等を求めることができません。
2 前項に基づき甲が修補等を請求した場合において、相当の期間内に乙が修補を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができるものとします。
3 前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとします。
①修補が不可能であるとき。
②第1項ただし書後段により修補を求めることができないとき。
③乙が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。
④乙が修補を行う見込みがないことが明らかであるとき。
4 前二項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修補費用を基準として行うものとします。
5 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することのできない事由により生じたときはこの限りではありません。
6 甲は、引渡しを受けたときから2年間（契約不適合が乙の故意または重大な過失によって生じたときは10年間）、本条に定める権利を行使できます。ただし、甲が、権利を行使できることを知った日から6か月以内に、乙に対し、権利行使の意思表示をしないときはこの限りではありません。

- 第12条 乙は、次の各号の一によって生じた契約不適合については、その責任を負わないものとし、甲は、当該契約不適合に係る甲の権利を行使することができないものとします。
- ①甲の支給材料・貸与品
 - ②甲又は甲の指定する者に指定された工事材料・設備の機器の性質
 - ③甲又は甲の指定する者に指定された施工方法
 - ④その他甲の責めに帰すべき事由
- 2 前項の場合であっても、施工について適当でないことを知りながら甲に通知しなかった場合は、乙はその責めを免れることはできないものとします。

- 第13条 次の各号の一にあたる時は、甲は工事を中止し、またはこの契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、乙に損害の賠償を求めることができるものとします。
- ①乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - ②正当な理由なく工事が予定の工程より著しく遅れ、工期内または期限相当期間を過ぎても乙が工事を完成する見込がないと認められるとき。
 - ③前2号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲が前項にもとづいて契約を解除したときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算するものとする。

- 第14条 次の各号の一にあたる時は、乙は、工事を中止し、またはこの契約を解除することができるものとします。この場合、乙は、甲に損害の賠償を求めることができるものとします。
- ①甲が契約書に定める請負代金の前払または中間払の支払いを遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払いをしないとき。
 - ②前号のほか、甲がこの契約に違反しその違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。
 - ③甲が請負代金の支払能力を欠くと認められたとき。
 - ④乙が求めて甲が提供した、工事の見積りや施工等に必要の情報(写真、Webフォーマットへの入力事項を含むがこれらに限られない)の内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあったとき。
- 2 乙が前項にもとづいて契約を解除したときは、前条第2項の規定を準用するものとします。

- 第15条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するとともに、相互に相手方による本項の確約に依拠して本契約の締結および履行をするものであることを確認する。
- ①自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - ②本契約の締結が、反社会的勢力活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。
- 2 甲または乙の一方について、前項の確約に反する事実が判明した場合には、その相手方は、書面で通知を行うことにより何らの催告も行うことなく、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、その相手方が被った一切の損害について賠償の責を負わなければならないと共に、解除により生じる損害について、一切の請求を行わない。

- 第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとします。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

- ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。
- (注) 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合:訪問販売、電話勧誘販売による取引
- I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合
- ① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合^(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客さま(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
ア) お客さま(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客さま(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等
イ) 壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000円未満の現金取引
 - ② 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。
- II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合
- ① 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払いを請求することはありません。
 - ② 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
 - ③ 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
 - ④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
 - ⑤ すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。